

告示

埼玉県告示第五百八十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による処分をしたので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十九年五月二日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成二十九年四月二十七日

二 処分を受けた建築士の氏名、建築士の別及び登録番号

氏名	建築士の別	登録番号
八木 幹夫	二級建築士	埼玉県知事登録第一六五二二号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士法第二十二條の二に規定する講習を期間内に受講しなかった。